

令和3年9月19日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（検疫所の宿泊施設での待機不要：オマーン）

【ポイント】

○オマーンからのすべての入国者及び帰国者は、令和3年9月20日午前0時から、検疫所の宿泊施設での待機が不要となります（入国後14日間の自宅等での待機は、引き続き必要。）。

【本文】

1 9月17日、日本政府は、新たな水際強化措置を決定し、オマーンからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年9月20日午前0時（日本時間）から、検疫所の宿泊施設での待機が不要となりますので、日本へのご帰国・ご入国等の際には、ご留意いただくとともに、以下のサイトから最新の情報をご確認ください。

●「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年9月17日時点）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100235162.pdf>

●「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100235163.pdf>

2 なお、検疫所の宿泊施設での待機は不要となりますが、引き続き、日本入国時の検疫で、（1）検査証明書の提出、（2）本邦空港での検査等、（3）誓約書の提出（入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用等）、などが必要となりますので、以下のサイトをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所 : Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話 : (+968) 24601028

－FAX : (+968) 24698720

－ホームページ : https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html